

大分県報

令和二年
四月三日

(金曜日)

目次

告示

- 一 青少年に有害な図書等の指定……………一
- 一 身体障害者福祉法による医師の指定……………一
- 一 心急入院指定病院の指定……………一
- 二 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………二
- 三 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧(四件)……………三
- 四 地籍調査の成果の認証……………四
- 四 解除予定保安林……………四
- 四 指定漁船調書の縦覧……………四
- 五 地方卸売市場廃止の許可……………五
- 五 卸売業務廃止の届出……………五
- 五 地方卸売市場開設の許可……………五
- 五 卸売業務許可……………五
- 六 教育委員会告示……………六
- 六 県指定有形文化財の指定の解除……………六
- 六 県指定史跡の指定の解除……………六
- 六 公 告……………六
- 六 落札者等の公示……………六

○告示

大分県告示第二百十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、こ

令和二年四月三日

れを有害興行に指定した。

令和二年四月三日

大分県知事

廣瀬

勝貞

指定年月日

種類

題名

制作社名

又は配給社名

指定理由

令二・三・一九

映画

世界で一番美しいメス豚ちゃん

オーピー映画

著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。

〃

〃

猥褻奇談 生娘の白い太股

新東宝映画

〃

〃

〃

冷たい女 闇に響くよがり声

オーピー映画

〃

〃

〃

トーキョー情歌 ふるえる乳首

オーピー映画

〃

大分県告示第二百十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
令和二年四月三日

大分県知事

廣瀬

勝貞

指定障害区分

医師氏名

勤務場所

指定年月日

直腸の機能障害
小腸の機能障害

酒井昌博

医療法人慈仁会 酒井病院
中津市中央町一丁目一番四三三号

令二・三・二二

心臓の機能障害

岡本啓太郎

大分大学医学部附属病院
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

〃

視覚障害

加納俊祐

大分大学医学部附属病院
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

〃

心臓の機能障害

近藤秀和

大分大学医学部附属病院
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

〃

大分県告示第二百十五号

大分県告示第二百十五号

大分県報(告示)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の七第一項に規定する心急入院指定病院として、次の精神科病院を指定した。

令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

精神科病院の名称	所在地	指定期間
医療法人 積善会 千嶋病院	豊後高田市呉崎七三八番地一	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 慈愛会 向井病院	別府市大字南立石二四一番地の一五	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 哲世会 鶴見台病院	別府市大字鶴見四〇七五番地の四	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 山本記念会 山本病院	別府市光町一四番三号	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 親和会 衛藤病院	大分市大字上判田三四三三番地	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 善慈会 大分丘の上病院	大分市大字竹中一四〇三番地	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 同仁会 大分下郡病院	大分市大字下郡一四一〇番地	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 明和会 佐藤病院	大分市桜ヶ丘七番六七号	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 至誠会 帆秋病院	大分市大字大分四七七二番地の二	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 淵野会 淵野病院	大分市坂ノ市中央五丁目一番二二号	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 青樹会 リバーサイド病院	大分市大字宮崎六番地の三	令二・四・一から 令五・三・三二まで
医療法人 とよみ会 仲宗根病院	大分市大字小野鶴一三五三番地	令二・四・一から 令五・三・三二まで

医療法人 雄仁会
加藤病院

竹田市大字竹田一八五五番地

令二・四・一から
令五・三・三二まで

医療法人 向心会
大貞病院

中津市大字中原八番地

令二・四・一から
令五・三・三二まで

医療法人 起愛会
宇佐病院

宇佐市大字南宇佐一六五五番地

令二・四・一から
令五・三・三二まで

大分県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク高城店

大分市高城本町七番地十号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

高屋総業株式会社

代表取締役 高 屋 光治郎

3 変更した事項 大分市大字野津原二千八百六十一番地

(一) 変更前の事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 高屋総業株式会社

代表取締役 高 屋 治八郎

大分郡野津原町大字野津原二千八百六十一番地

変更後 高屋総業株式会社

代表取締役 高 屋 光治郎

大分市大字野津原二千八百六十一番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池俊勝

大分市東春日町十三番十一号

外一者

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外二者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成三十年十二月二十日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十九年九月一日外

届出年月日

令和二年三月五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年四月三日から同年八月三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年八月三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、臼杵市野津町大字東谷五千四十七番地の江藤敏博ほか二十二名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月三日

大分県知事 広瀬 貞	
事業名	県営防災ため池事業 (地震対策型)
地区名	物咄溜池地区
縦覧期間	令二・四・三から 令二・四・二三まで
縦覧場所	臼杵市役所

大分県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、玖珠郡九重町大字右田四千七十五番地の一の小幡靖彦ほか十四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月三日

大分県知事 広瀬 貞	
事業名	県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)
地区名	ウんここの え二期地区
縦覧期間	令二・四・三から 令二・四・二三まで
縦覧場所	九重町役場

大分県告示第二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、玖珠郡九重町大字松木三千六十二番地の松木幸典ほか十一名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	
事業名	県営中山間地域総合整備事業 (区画整理)
地区名	ゆめヶ ^ツ タ ウンこの ^ツ え二期地区
縦覧期間	令二・四・三から 令二・四・二三まで
縦覧場所	九重町役場

大分県告示第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、玖珠郡九重町大字田野二千四百二十八の一番地の田中聡彦ほか二名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	
事業名	県営中山間地域総合整備事業 (暗渠排水)
地区名	ゆめヶ ^ツ タ ウンこの ^ツ え二期地区
縦覧期間	令二・四・三から 令二・四・二三まで
縦覧場所	九重町役場

大分県告示第二百二十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	
調査を行った者の名称	調査を行った期間
成果の名称	調査を行った地域
白杵市野津町大字	認証年月日

白杵市	から平二五・三・二四まで	岩屋の一部の地籍図及び地籍簿	白杵市野津町大字岩屋の一部	令二・三・一一
竹田市	平二六・一二・二〇から平二九・七・二六まで	竹田市荻町鳴田の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市荻町鳴田の一部	令二・三・一一
竹田市	平二八・六・一七から平三〇・二・二八まで	竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字次倉の一部	令二・三・一一
宇佐市	平三〇・六・二七から令元・八・二七まで	宇佐市安心院町村及び地籍簿	宇佐市安心院町村の一部	令二・三・一一
宇佐市	平三〇・六・二七から令元・一一・一四まで	宇佐市院内町月候の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市院内町月候の一部	令二・三・一一
宇佐市	平二九・一一・二八から令元・一一・八まで	宇佐市大字赤尾の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市大字赤尾の一部	令二・三・一一

大分県告示第二百二十二号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
令和二年四月三日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 解除予定保安林の所在場所
国東市国東町成仏字赤根川二八九四番二、二八九四番三、二八九七番五
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
道路用地とするため

大分県告示第二百二十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五

条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

豊後高田市美和三千七百九番地二

室屋 弘栄

豊後高田市来縄二千三百六十二番地一

長谷 友和

豊後高田市呉崎七百五十二番地二

岩本 義彦

2 加入区

豊後高田市加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和二年四月三日から同月十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 豊後高田市呉崎七百五十三番地

大分県漁業協同組合香々地支店豊後高田取次店事務所

大分県告示第二百二十四号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

開設者		地方卸売市場		許可年月日	
氏名	住所	名称	所在地	令元・一二・二〇	
地方卸売市場中津魚市株式会社 破産管財人 松尾 康利	中津市二六一八番地	地方卸売市場中津魚市株式会社	中津市外馬場二六一八番地		

大分県告示第二百二十五号

大分県卸売市場条例（昭和四十六年大分県条例第四十二号）第七条の規定により、次のとおり卸売業者から卸売の業務を廃止する旨の届出があった。

令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

卸売業者		地方卸売市場		取扱品目の部類		廃止年月日	
氏名	住所	名称	所在地	水産物	令元・一二・二〇		
地方卸売市場中津魚市株式会社 破産管財人 松尾 康利	中津市二六一八番地	地方卸売市場中津魚市株式会社	中津市外馬場二六一八番地				

大分県告示第二百二十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。

令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

開設者		地方卸売市場		許可年月日	
氏名	住所	名称	所在地	令元・一二・二五	
行橋水産株式会社 代表取締役	福岡県行橋市大字蓑島四七〇番地	地方卸売市場中津魚市	中津市外馬場二六一八番地		

令和二年四月三日

大分県報（告示）

令和二年四月三日

大分県報(告示・教育委告示・公告)

六

田中 聰樹

大分県告示第二百二十七号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十八条第一項の規定により、次のとおり
地方卸売市場における卸売業務を許可した。
令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 貞

卸売業者	氏名	住所	名称	所在地	取扱品目の部類	許可年月日
行橋水産株式会社 代表取締役 田中 聰樹	福岡県行橋市 大字裏島四七 〇番地	地方卸売市場 中津魚市	中津市外馬場 二六一八番地	水産物	令元・一二 ・二五	

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第八号

大分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十二号)第五条第三項の規定により、県
指定有形文化財の指定を次のとおり解除した。
令和二年四月三日

大分県教育委員会

名称及び員数	指定年月日	所在地	解除年月日	備考
中世大友府内町跡 出土キリシタン関 係遺物 三七点	平成二十九年 三月七日	大分市牧緑町一番六一号	令和元年七 月二十三日	国指定重要 文化財指定

大分県教育委員会告示第九号

大分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十二号)第三十六条第二項の規定によ
り、県指定史跡の指定を次のとおり解除した。

令和二年四月三日

大分県教育委員会

名称	指定年月日	所在地	解除年月日	備考
下藤地区キリ シタン墓地	平成二十五年三 月十五日	白杵市野津町大字原字山仲 二二七〇番地	平成三十年十 月十五日	国指定 史跡指定
杵築城跡(藩 主御殿跡)	平成二十八年二 月二十三日	杵築市大字杵築字本丸一 番、一番一、一番二、一番 三、一番四、一番五、二番 一、二番二、二番三、字ツ ルノニハ二番、三番一、三 番二、字ムマヤ四番二、四 番四、四番七、四番八、字 多門六番三、六番四、六番 五、六番七	令和二年三月 十日	国指定 史跡指定

○公告

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年四月三日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 落札に係る役務の名称
大分県立図書館等清掃等業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県教育庁社会教育課
大分市府内町三丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日
令和二年二月六日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社クリル 代表取締役 藤井 正典
長崎県佐世保市三浦町一番十五号NSビル二階
- 五 落札金額
五十九万七千円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月二十日

令和二年四月三日

大分県報（公告）

七